



福岡県医発第 890 号（地）

平成 24 年 6 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

今夏の計画停電の実施計画の公表及び
計画停電が実施された場合に備えた対応について

今般、国においてセーフティネットとしての計画停電に関する基本的方針が決定され、これを受けて九州電力株式会社から九州管内における計画停電の実施計画が公表されました。

これに伴い、計画停電の内容について、別紙 2 及び九州電力株式会社のホームページ等をご参照のうえ計画停電の実施に備えていただくよう、福岡県保健医療介護部介護保険課より各介護サービス事業所に対して別紙 1 のとおり通知した旨連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

(公印省略)

24介第825号

平成24年6月27日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長

(介護保険課指導係)

今夏の計画停電の実施計画の公表及び計画停電が実施された場合に
備えた対応について

本県の介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、このたび、国においてセーフティネットとしての計画停電に関する基本の方針が決定され、これを受けて九州電力株式会社から九州管内における計画停電の実施計画が公表されました。

つきましては、計画停電の具体的な内容について、別添資料及び九州電力株式会社のホームページ等を御参照いただき、計画停電の実施に備えていただきますようお願いいたします。

また、厚生労働省から、計画停電が実施された場合に備えて適切な対応をとるよう別紙のとおり通知がありましたので、併せてお知らせします。

なお、各介護サービス事業所に対しては、別添のとおり通知しています。

(公印省略)

24介第825号
平成24年6月27日

各介護サービス事業所管理者 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課指導係)

今夏の計画停電の実施計画の公表及び計画停電が実施された場合に
備えた対応について

本県の介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、このたび、国においてセーフティネットとしての計画停電に関する基本的方針が決定され、これを受けて九州電力株式会社から九州管内における計画停電の実施計画が公表されました。

つきましては、貴事業所におかれましても、計画停電の具体的な内容について別添資料及び九州電力株式会社のホームページ等を御参照いただき、計画停電の実施に備えていただきますようお願いいたします。

また、厚生労働省から、計画停電が実施された場合に備えて適切な対応をとるよう別紙のとおり通知がありましたので、併せてお知らせします。

なお、平成24年5月16日付け24高支第278号「今夏の電力需給見通し及び節電対策等の推進について」及び平成24年6月19日付け24介第622号「福岡県節電対策方針の決定及び節電対策の推進について」により依頼しておりますとおり、貴事業所におかれましても、「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」を活用していただき、電源の不要な機器の設置、自家発電機等の代替電源の確保、他の事業所や医療機関との連携など、不測の事態に対応できる体制をとっていただくよう、改めてお願いいたします。

社援総発 0622 第 1 号
障 企 発 0622 第 1 号
老 総 発 0622 第 1 号
平成 24 年 6 月 22 日

関西電力、北海道電力、四国電力及び九州電力から電力供給される

各 $\left(\begin{array}{c} \text{道 府 県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 民生主管部局長 殿

厚生労働省

社 会 ・ 援 護 局 総 務 課 長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老 健 局 総 務 課 長

社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた
対応について

今夏の電力需給対策に伴う対応準備については、特段のご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

5月18日に発表された「今夏の電力需給対策について（政府の電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会議決定）」においては、計画停電は実施しないことが原則とされておりますが、大規模な電源の脱落等万が一に備えて、関西電力、北海道電力、四国電力及び九州電力管内（以下「4電力管内」という。）については計画停電の準備を進めておくこととされております。（平成24年5月29日付厚生労働省4課長通知参照）

厚生労働省では、4電力管内の道府県・指定都市・中核市を通じて、人工呼吸器による呼吸器管理等が必要不可欠であり、計画停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある者が入所している社会福祉施設等について調査し、計画停電の影響の緩和措置が必要な施設とし

て経済産業省資源エネルギー庁に対し要請いたしました。これに対し、同庁からは、①緩和措置の対象施設は限定的なものであり、社会福祉施設については緩和措置の対象に含めることについて電力会社への要請は原則として行わない方針であること、②電力会社に対し、電源車の派遣や小型発電機の貸出等に関する相談窓口を設置し、可能な限り対応するよう指導するとの回答を受けているところです。

つについては、入所者等の生命・健康に支障が生じないように、計画停電に備えて下記の準備を進めるよう社会福祉施設等に対して周知をお願いいたします。併せて、貴職におかれましては、管内の社会福祉施設等における入所者等の状況把握及び社会福祉施設等からの緊急時の相談連絡体制を準備していただくとともに、社会福祉施設等が行う下記の準備では十分対応できず、計画停電の緩和措置の対象となっている医療機関（追って公表予定）への入所者の移送が必要と考えられる場合には、受入れが可能な医療機関の確保、移送手段等についての検討を進められるよう、お願いいたします。

また、本日開催された「電力需給に関する検討会合・エネルギー環境会議合同会合」において、今夏の節電目標の改定方針、セーフティーネットとしての計画停電について等が公表されておりますのでご確認ください（「セーフティーネットとしての計画停電について」は別添参照。その他については、次のウェブサイトを参照。エネルギー・環境会議：<http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01.html> 電力需給に関する検討会合：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html）。

なお、政府から電力需給逼迫警報（第1報）が発令された場合には、厚生労働省からも各道府県・指定都市・中核市の所管課にお知らせを予定しております。電力需給逼迫警報（第1報）が発令された場合には、貴管内の社会福祉施設等に対し、必要に応じて電話連絡するなど、その旨を周知していただくようお願いいたします。

記

1. 自家発電機（常用自家発電設備又は非常用自家発電設備（保安用））を有している施設については、装置の点検や燃料の確保等の準備を進めるようお願いいたします。
2. 停電時における医療機器の取扱方法を前もって確認し、停電解消時に速やかに復旧できるよう対応をお願いいたします。特に人工呼吸器等の医療機器を使用する入所者への対応については、主治医等（配置医を含む。）に相談のうえ、

必要に応じて医療機器製造販売業者と連携しつつ、適宜以下に例示する準備を進めるようお願いします。

- ・ 人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
- ・ 酸素濃縮装置を使用している入所者に対する必要な酸素ポンベの準備と使用方法の再確認
- ・ 停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認 等

3. 計画停電により、水道や都市ガスが止まるおそれがあるので、計画停電時における水道や都市ガスの状況については、契約の水道局やガス会社等に確認するとともに、止まるおそれがある場合は、十分な貯水をする、代替燃料を確保する等、適宜対応をお願いします。

セーフティネットとしての計画停電について(案)

平成24年6月22日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

計画停電は不実施が原則であるが、需給の状況が厳しい関西電力並びに北海道電力、四国電力及び九州電力に関して、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合など、万一に備えた計画停電の準備を進めている。

セーフティネットとしての計画停電の概要は、以下のとおり。この考え方を踏まえ、各電力会社で具体的な実施方法を策定する。

1. 計画停電の運用

(1) 停電時間

1回の停電時間を2時間程度にする。1日複数回の停電をできる限り避けるよう努めるが、現時点において、関西電力管内については1日2回となる可能性が想定される。

(注)新電力(特定規模電気事業者)から電力供給を受けている場合(自営線からの給電を除く)についても停電。

(2) 事前の公表

計画停電の月間カレンダー、グループ割り・サブグループ割り(※)を電力会社から公表(6月下旬までに)。

※各停電時間帯のグループを更に細かくサブグループに分割し、サブグループ単位で計画停電する地域を特定することによって、必要最小限の地域のみで停電を実施。

(3) 医療機関等に係る特例

①変電所の運用改善等によって、以下の施設について停電による影響をできる限り緩和する。自家用発電機を保有する施設に関しては、できる限り自家用発電機での対応をお願いする。

○医療機関(救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等)

○国の安全保障上極めて重要な施設

○国の主要な機関、道府県庁、道府県警察本部、消防本部等

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道・航空、金融システム等についても通電。

②特高需要家(大規模な工場、研究機関等)は、技術的に可能な範囲で、大幅なピ

ークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形で計画停電等を実施。

- ③被災地(平成23年台風12号被災地の一部施設等)、防災(原子力発電所周辺30km圏内等)などへの配慮を行う。

(4)人工呼吸器等患者への対応、熱中症対策

在宅等で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策として、①医療機関、訪問看護ステーション等への注意喚起、計画停電のスケジュール等の情報提供、②緊急相談窓口の設置、計画停電時に通電される近隣の医療機関等の施設の紹介、③電力会社による小型発電機の貸し出し等を行う。また、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

(注)昨夏の東京電力、東北電力の計画停電(未実施)との主な違いは、①東京23区は通電するなどの地区特例は設けていないこと、②防災、緊急時対応を強化していること(道府県庁、道府県警察本部、消防本部等への通電)。

2. 計画停電を実施する際の一般的な手順

前もって電源脱落等が予測できる限り、計画停電で対応する。

なお、突発的な電源脱落等の場合には、緊急的に一部のエリアが停電する場合がある(この場合、上記1.(3)で影響緩和措置を講じた施設であっても停電する)。そのまま供給力不足が続く場合、予告した上で計画停電に移行する。

計画停電を実施する際の一般的な手順は以下を予定。

- ①他社から電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日18時を目途に、政府から、当該電力会社管内に対し、「需給ひっ迫警報」を発令。
- ②当日朝9時を目途に政府から「需給ひっ迫警報(続報)」を発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。
- ③引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、電力需給がひっ迫し、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。
- ④引き続き、需給ひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表。

(注)大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、「需給ひっ迫警報」や「緊急速報メール」を発信することなく計画停電を実施する場合がある。

24 総政第 1107 号
平成 24 年 6 月 25 日

各 位

福岡県緊急節電対策本部長

福岡県副知事 服部 誠太郎

今夏の計画停電の基本方針等の公表について

6 月 22 日、政府による「電力需給に関する検討会合・エネルギー環境会議合同会合」が開催され、セーフティネットとしての計画停電に関する基本的方針が決定されました。

また、九州電力(株)からは、この基本的方針を踏まえ、九州管内において、計画停電が実施される場合のグループ割、手順・時間帯等が公表されました。九州電力(株)の発表資料につきましては、下記をご参照願います。

記

1 添付資料

政府「セーフティネットとしての計画停電について(案)」

* 6 月 22 日の合同会合において、この内容のとおり、決定されております。

2 参考

九州電力(株)

・プレスリリース:

http://www.kyuden.co.jp/press_h120622-1.html

・計画停電情報:

http://www2.kyuden.co.jp/kt_search/

(参考) 計画停電の具体的手順

《九州電力資料より》

①計画停電の時間帯	8 時 30 分～21 時
②停電エリアの区分	停電時間を 2 時間程度とすると、6 つの時間帯が必要なため、停電エリアを 6 つにグループ分けする。
③計画停電のグループ割	停電エリアが一部の地域に偏らないように、九州エリアを支店単位で、A エリア、B エリアの 2 つに分割。 各エリアごとに 3 つのグループを設定し、各グループを 10 のサブグループ(計 60)に細分化。 A エリア 福岡、佐賀、大分、宮崎 B エリア 北九州、長崎、熊本、鹿児島
④計画停電の月間カレンダー	計画停電の対象グループ及び時間帯を割り当てた 7～9 月の月間計画を 6 月 22 日公表。

* 国の会議資料については、国家戦略室のホームページで公開される予定です。(URL <http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01.html>)

【問い合わせ先】

福岡県緊急節電対策本部 事務局 甲斐・前原

(企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室)

TEL 092-643-3148, FAX 092-643-3160

E-mail energy@pref.fukuoka.lg.jp